



JCMの最新動向

2025年度JCMシンポジウム

2026年3月11日

環境省地球環境局JCM推進室長

辻 景太郎



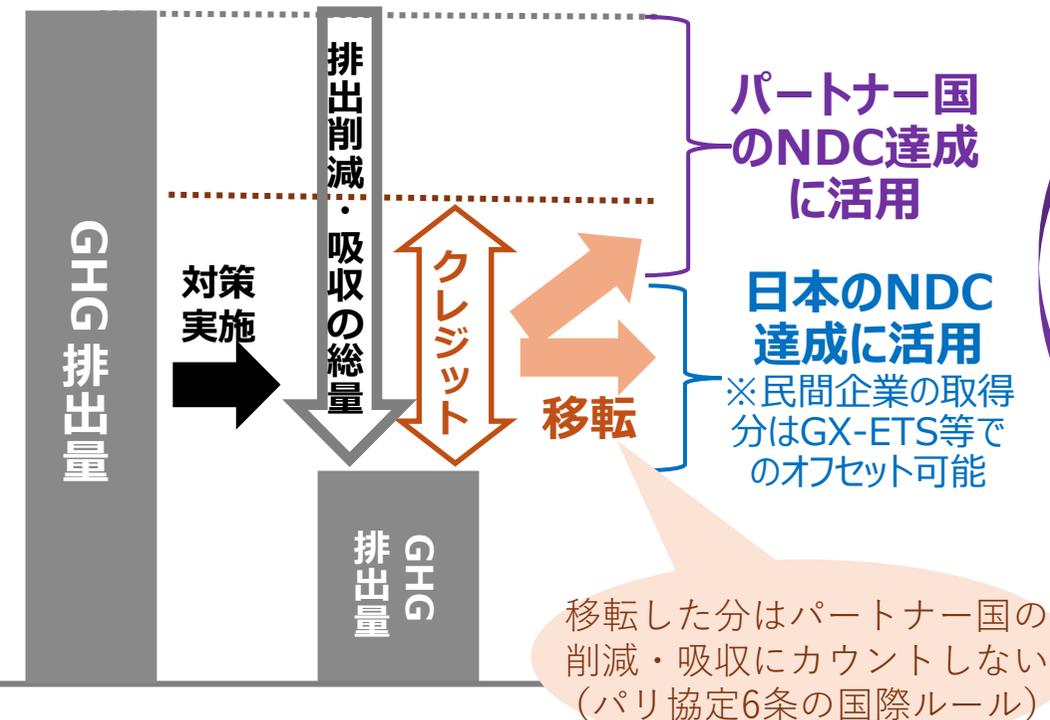
JCM THE JOINT CREDITING MECHANISM

1. JCMの概要

二国間クレジット制度（JCM）の概要

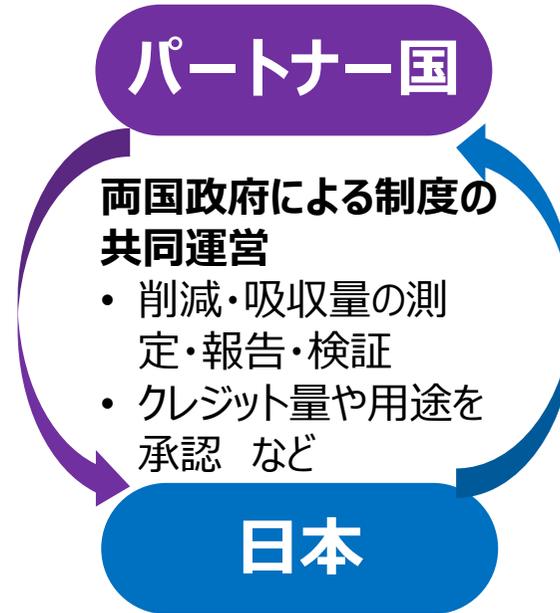
- JCMは、日本とパートナー国の中で、**日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG※¹削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み。**
- **日本への削減・吸収量の移転は、パリ協定6条に沿って行う**（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減・吸収量に計上しない）。
- **クレジットを原資として、脱炭素型のサービスを利用する際のパートナー国側のコスト負担を抑制しつつ、日本からの脱炭素投資を呼び込む**ことで、日本とパートナー国双方の削減・吸収量の増大に貢献するとともに、経済の活性化や持続可能な開発、さらに、質の高い炭素市場の構築にも貢献する。

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



※ 1 GHG : Greenhouse Gas

日本からの脱炭素投資



再エネ



省エネ



廃棄物



森林



農業



CCS

JCMプロジェクト：297件



-  20 アゼルバイジャン
-  21 モルドバ 2事業
-  22 ジョージア 1事業
-  29 ウクライナ

-  3 エチオピア
-  4 ケニア 6事業
-  18 セネガル 2事業
-  19 チュニジア 5事業
-  30 タンザニア

-  13 サウジアラビア 3事業
-  26 アラブ首長国連邦

-  1 モンゴル 12事業
-  2 バングラデシュ 6事業
-  5 モルディブ 4事業
-  6 ベトナム 51事業
-  7 ラオス 8事業
-  8 インドネシア 63事業
-  10 パラオ 7事業
-  11 カンボジア 9事業
-  15 ミャンマー 8事業
-  16 タイ 58事業
-  17 フィリピン 23事業
-  23 スリランカ 3事業
-  24 ウズベキスタン
-  25 パプアニューギニア 1事業
-  27 キルギス 1事業
-  28 カザフスタン
-  31 インド

-  9 コスタリカ 2事業
-  12 メキシコ 5事業
-  14 チリ 17事業

※番号は署名順

※環境省・経済産業省支援事業及び民間JCM案件を加えた全案件数

JCMを活用して実施中の既存プロジェクトの例

省エネルギー



ボイラー・冷凍機・太陽光発電 (タイ)
関西電力



熱媒ヒーター (インドネシア)
フマキラー



チラー・調光型 LED (ベトナム)
東急



貫流ボイラー (インドネシア)
DIC



チラー・空調機・太陽光発電 (インドネシア)
裕幸計装



調光調色型 LED 照明 (ベトナム)
遠藤照明



ガスコージェネレーション・冷凍機 (タイ)
関西電力

再生可能エネルギー



もみ殻発電 (チリ)
アジアゲートウェイ



小水力発電 (インドネシア)
NiX JAPAN



バイナリー地熱発電 (フィリピン)
三菱重工業



太陽光発電 (タイ)
自然電力

森林



REDD+ (ラオス、カンボジア)

廃棄物



メタンガス回収発電 (メキシコ)
NTT データ経営研究所



廃棄物発電 (ベトナム)
JFE エンジニアリング

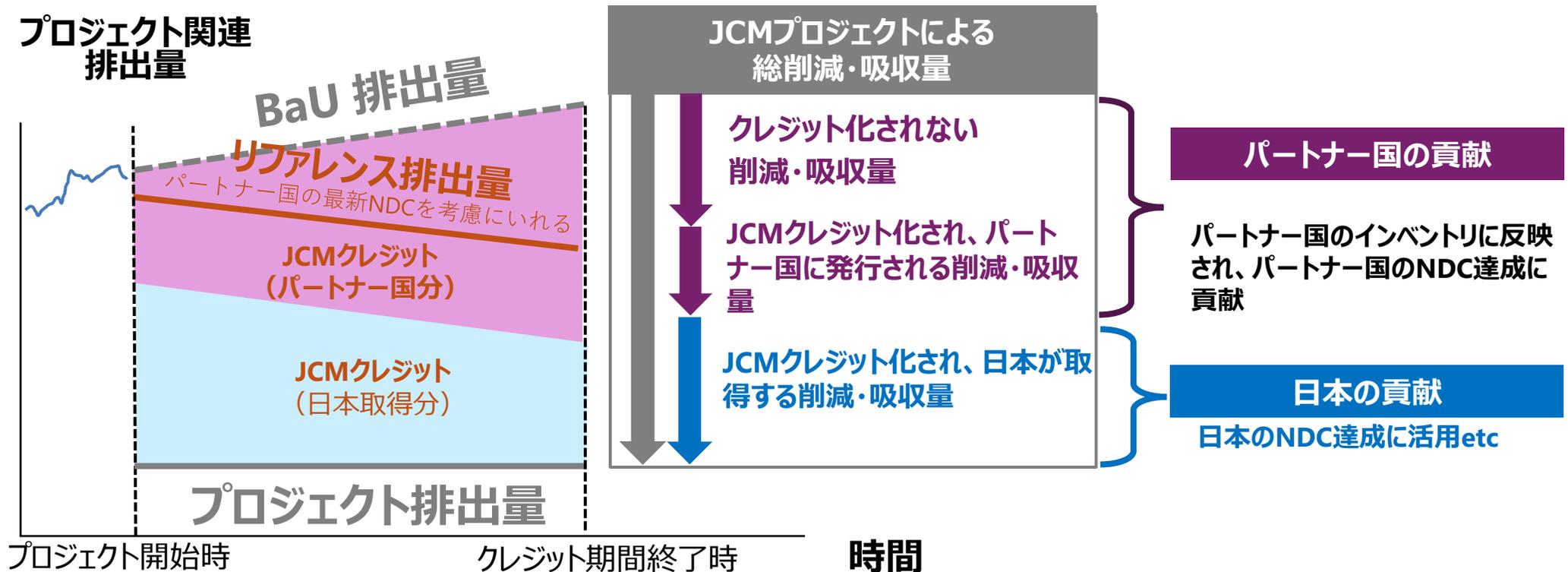
交通



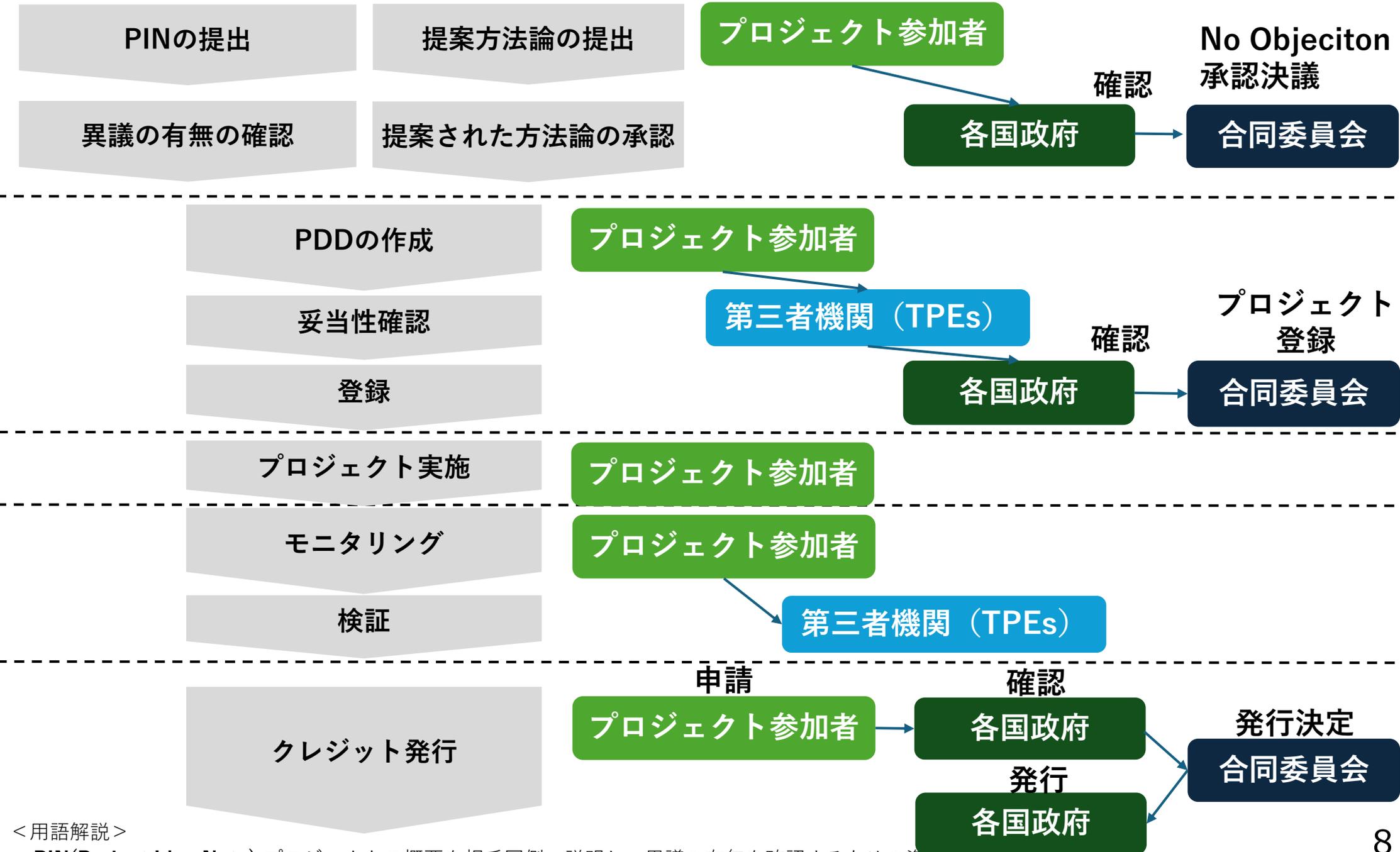
公共バスCNG 混燃設備 (インドネシア)
北酸

JCMにおける削減・吸収量の考え方とクレジットについて

1. 全体の削減効果のうち、保守的に設定したリファレンス排出量とプロジェクト排出量の差分がJCMクレジットとして発行される。リファレンス排出量はパートナー国の最新のNDCを考慮しつつ設定される。
2. JCMプロジェクトによる全体の削減・吸収量の効果はBaU（Business as Usual）排出量とプロジェクト排出量の差分であり、JCMクレジットとして発行されない分と発行される分からなる。いずれもパートナー国と日本のNDC達成に貢献するものである。
3. 各国政府とプロジェクト参加者への削減・吸収量の配分は、両国で構成される合同委員会において各主体の貢献を考慮にいれつつ協議し決定される。貢献としては、資金貢献に加え、技術供与や運営面での貢献も加味される。



JCMのプロジェクトサイクル及び民間企業の役割



<用語解説>

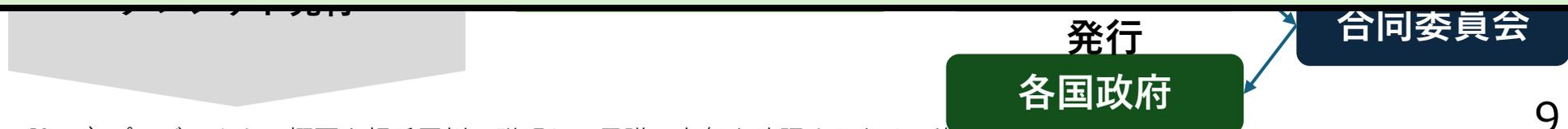
- **PIN (Project Idea Note)**: プロジェクトの概要を相手国側へ説明し、異議の有無を確認するための資料。
- **PDD (Project Design Document)**: 排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書。プロジェクト登録に必要となる。



- JCMでは、民間JCMに限らず、**民間企業（プロジェクト参加者）の役割が大きい。**
- 官民役割分担を原則とした上で、国際的な排出削減・吸収量の確保、日本企業への裨益の実現に向けて、**一部の案件（※）については、日本政府側による伴走支援**を行う。

（※） **削減規模が大きくかつクレジット発行が見込める国における民間JCM及び日本が強みをもつ環境技術を活用した案件**

- 伴走支援の例：方法論・プロジェクト設計書（PDD）の作成支援、MRV支援、クレジット配分交渉など**パートナー国政府関係省庁との協議支援**、当該分野でのガイドラインの策定、個別事業者や民間コンソーシアムへの情報提供等（案件に応じて支援内容を選定する）



<用語解説>

- **PIN(Project Idea Note)**:プロジェクトの概要を相手国側へ説明し、異議の有無を確認するための資料。
- **PDD (Project Design Document)** :排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書。プロジェクト登録に必要となる。

2. JCMの最新動向

- 日本は、JCMの活用により、**2030年度までに1億トン、2040年度までに2億トン**の累積の排出削減・吸収量の実現を目指す。※クレジット量とは異なる。

【参考】改定地球温暖化対策計画 2025年2月18日閣議決定

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標 第3節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

3. 二国間クレジット制度 (JCM)

グローバルサウス諸国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。

このような取組を通じ、**官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。**

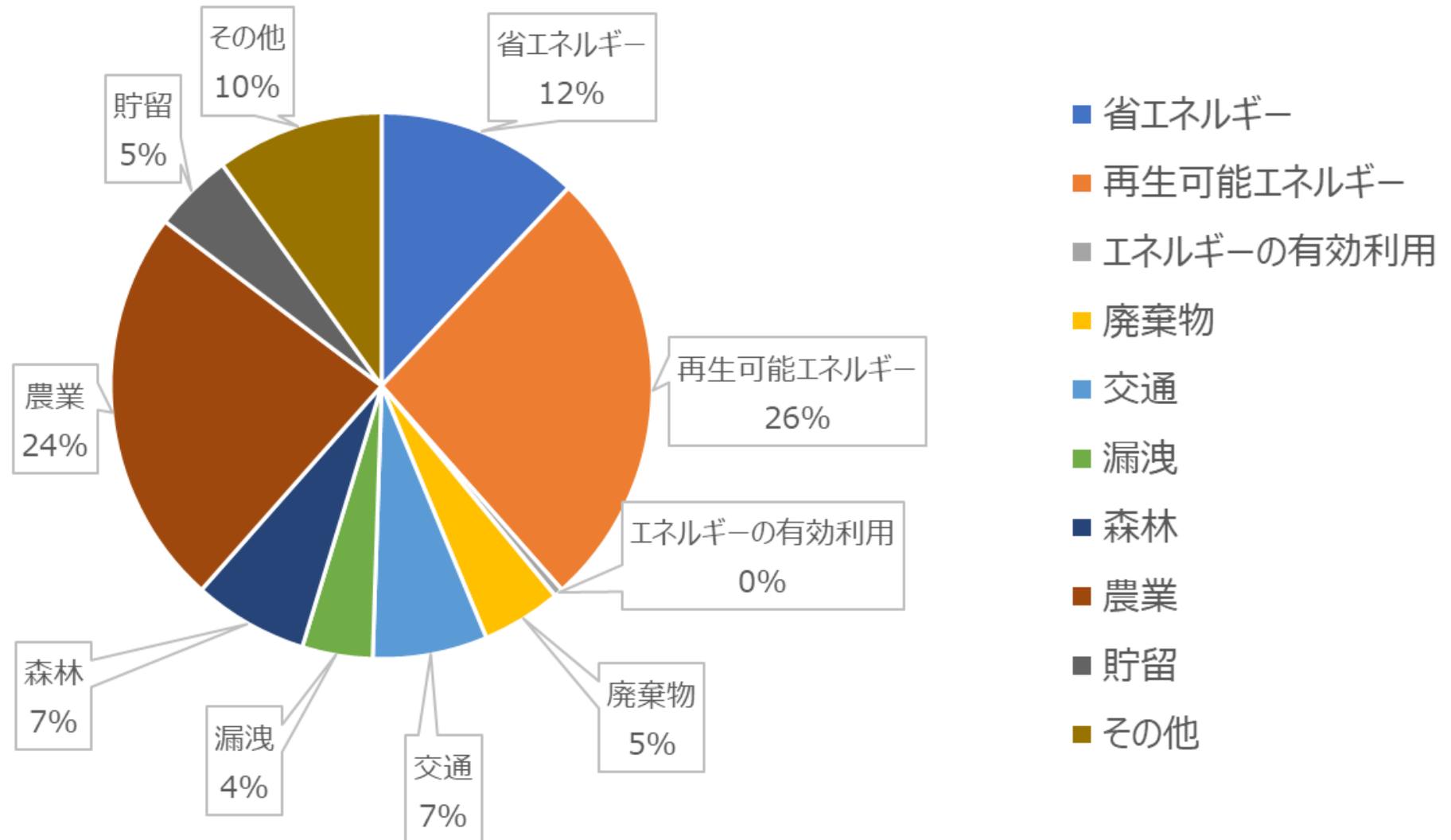
Japan's Nationally Determined Contribution (NDC) 18th February 2025

(g) The intention to use voluntary cooperation under Article 6 of the Paris Agreement

Japan will establish and implement the Joint Crediting Mechanism (JCM) in order to quantitatively evaluate the contributions of Japan to greenhouse gas emission reductions and removals which are achieved through the diffusion of, among others, decarbonizing technologies, products, systems, services, and infrastructures as well as through the implementation of measures in global south countries and others, and to use such contributions to achieve Japan's NDC. With these efforts, through public-private collaborations, Japan aims to secure accumulated emission reductions and removals at the level of approximately 100 million t-CO₂ by FY 2030 and approximately 200 million t-CO₂ by FY 2040. Japan will appropriately count the acquired credits to achieve its NDC.

民間資金を中心としたJCM（民間JCM） 案件数と内訳

- これまでにおよそ190の相談案件がある。 ※案件分類は仮置
- 非エネルギー分野も含め、多様な案件でご相談いただいている。



民間企業が獲得したJCMクレジットの用途

- 企業が獲得したJCMクレジットは、自社の排出量を相殺するために活用が可能。
 - 義務的排出量取引制度 (GX-ETS) における排出削減義務履行にあたっての活用
 - 温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 (SHK制度)

GX-ETS

排出規模が直接排出で年10万tを超える企業は、2026年度に開始する排出量取引制度 (GX-ETS) において、排出削減義務が課せられる。排出実績量の算定にあたり、JCMクレジットの無効化した量を算入することを認める方針。
→ コンプライアンス市場の誕生によるJCMクレジット需要の高まり

排出実績量
(保有義務量)

=

エネルギー起源CO2

燃料の利用に係るCO2排出

+

非エネルギー起源CO2

工業プロセスにおける化学反応等に由来するCO2排出

-

クレジット無効化量

J-クレジット・JCMクレジットの無効化量
(他者への移転量については加算)

温対法 算定報告公表制度

SHK制度においては、排出量が年3,000トンを超える事業者に対して排出量の算定報告を義務付けており、JCMクレジットの無効化した量を控除 (オフセット) する等によって調整することを認めている。

- 改正地球温暖化対策推進法に基づき、JCMの制度運営やパートナー国との調整等の事務を担う指定実施機関として、（公財）地球環境センターが指定され、2025年4月に立ち上がった。
- 指定実施機関は、プロジェクト登録からクレジット発行までのJCMの制度運営やパートナー国との調整等に関する法令上の主務大臣の事務を担うとともに、効率的なプロジェクト実施のための取組を行う。
- JCMAが法律に基づき政府同等の権限を持つことにより、多数の国と同時に調整が可能となるとともに、**JCMに関する事務をワンストップ化**することで、JCM制度活用の効率化・迅速化を図る。

■ 名称：日本政府指定JCM実施機構

The Joint Crediting Mechanism Implementation Agency, designated by the Government of Japan

※通称「JCM Agency（JCMA）」

■ 運営：（公財）地球環境センター（東京都文京区本郷3-22-5 住友不動産本郷ビル7階）

■ 役員： 統括責任者 木村祐二、 事務局長 水野勇史

■ 体制： 制度運営グループ、プロジェクト推進グループ、理解参画促進チーム、総務グループ 計51名

■ 主務大臣： 環境大臣・経済産業大臣・農林水産大臣

■ 主な活動内容

- (1) JCMの制度運営（パートナー国との調整含む）
- (2) 国際協力排出削減量口座簿（JCM登録簿）の運営
- (3) JCMプロジェクトの手續支援及び管理プラットフォームの運営
- (4) 情報発信ウェブサイトの管理
- (5) 案件組成のための相談対応及び広報活動

- JCMの適用にあたっては、当該事業が**JCMを利用する付加価値**があることが必要であり、
 - 事業性を確保するために**クレジットによるインセンティブ**（例：クレジット収入以外に事業収益が見込めない事業であるか、事業収益が見込めたとしてもクレジット収入がなければ投資回収年数が長期化する、あるいは内部収益率（IRR）が低く、事業の実施が困難であること等）が必要であること。ただし、一律的なIRRや投資回収年数などの数値基準は設けない。
 - パートナー国のNDCへの貢献という観点から、**事業・技術難易度**や**導入量・スピード**などで特に優れている点があること。
 - パートナー国内での**波及・横展開のポテンシャル**有無及び程度（**地元企業の参画**、**キャパシティ**や**技術の習得**による**地域産業への裨益**を含む）。といった点について**説明が代表事業者等からなされる**こと。その上で、分野別のガイドラインや方法論等に沿っていることを前提として、**国際的に説明可能か**などを考慮して、関係省庁・政府機関がJCMの適用可否を**総合的に判断**する。

2. 排出削減・吸収を行う**機器の調達を開始する日**又は排出削減・吸収を行う**設備の建設を開始する日のどちらか早い日より前に**、日本政府を通じて**相手国政府に事業概要（PIN：Project Idea Note）を提出していること**。ただし、既に調達や建設を開始している事業であっても、その後の**事情変更**を受けて（例：事業環境等の変化により事業の継続に支障が生じる場合）、1に示したクレジットによるインセンティブの必要性や付加価値が認められる状況になったことを、事業者が**合理的に説明できる**案件、及びJCM申請につながる設備や機器に対する**公的資金支援**によって実施している事業については、この限りではない。

3. 上記2に関しては、排出削減・吸収を行う**機器の調達を伴わない事業**（例えば森林分野・農業分野・土地利用分野など）については**この限りではない**。森林分野に関しては、パートナー国との間で森林分野のJCMガイドラインが承認される以前に開始された森林分野の活動であっても、ガイドラインで定めた規定を満たしていればJCMの適用対象となる場合がある。

4. PINにおいて、排出削減・吸収に対する**日本企業又は日本政府の役割**が明確に説明されていること及び**日本の資金貢献が定量化**されていること。

なお、ある提案事業がJCMとして認められるためにはパートナー国政府との一致が必要であり、上記で示した基準を満たせばすべての事業がJCMとして認められることを保証するものではない

3. JCMパートナー国における主な進捗 2025年度

★インドネシア

- 2025年8月 ビジネスフォーラム開催及びBtoGの協議を実施。
- JCM及びインドネシア国内クレジット制度に関する相互承認取決め（MRA）を踏まえた手続の整理中。

★インド

- 2025年8月 新規署名。
- 9月 ビジネスフォーラム及びBtoGの協議を実施。
プロジェクト申請開始。※ルール類まもなく採択見込み。

★フィリピン

- 2025年11月 6条対応のルール類及び森林ガイドライン採択。
- 2026年1月 ビジネスフォーラム開催及びBtoGの協議を実施。

★カンボジア

- 2026年3月 6条対応のルール類及び森林ガイドライン採択。

JCMパートナー国における主な進捗（2025年度）

★バングラデシュ

- 2025年9月 民間JCM大型案件（AWD）のNo Objection取得。
- 12月 ビジネスフォーラム開催及びBtoGの協議を実施。
- 2026年3月 民間JCM大型案件（Leak Detection and Repair）のNo Objection取得。

★タイ

- 2025年11月 JCMにおいて初となるITMOs発行
- 12月 ビジネスフォーラム開催及びBtoGの協議を実施。

★モルディブ

- 2025年12月 JCMにおいて2件目となるITMOs発行

★モンゴル

- 2026年2月 ビジネスフォーラム開催及びBtoGの協議を実施。

★ベトナム

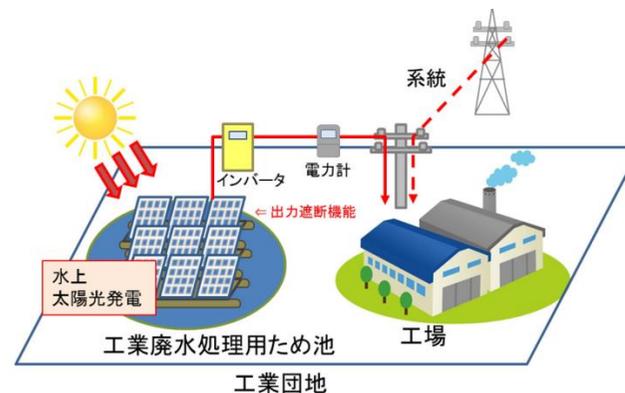
- 2025年7月 ビジネスフォーラム開催及びGtoGの協議を実施。
- 2026年3月 JCM再始動に向けたGtoG協議を実施。

JCMにおいて初となるITMOs発行

2025年11月11日、日本政府は、JCMにおいて初めて、パリ協定第6条に沿ったクレジットである「国際的に移転される緩和成果（Internationally Transferred Mitigation Outcomes: ITMOs）」を、日本国JCM登録簿の政府保有口座に発行した。

プロジェクト名	Introduction of 5MW Floating Solar Power System on Industrial Water Reservoir in Thailand (TH014) (タイにおける工業廃水処理用ため池を利用した5MW水上太陽光発電システムの導入)
プロジェクト参加者	(日本側) TSBグリーンネックス株式会社 (タイ側) TSB Bangkok Co., Ltd.
クレジット発行対象期間	2021年1月1日～2021年12月31日
発行が決定されたクレジット量	2,017 tCO ₂ eq うち 日本政府が獲得した量 (ITMOs量) : 1,009 tCO₂eq

報道発表：[二国間クレジット制度（JCM）において初となる国際的に移転される緩和成果（ITMOs）の発行およびタイにおけるJCMへのビジネス参画促進に関するフォーラムおよびビジネスマッチングの開催について](#) | 報道発表資料 | 環境省



ITMOsの発行（JCMにおける2件目）

2025年12月16日、日本政府は、JCMにおいて2件目となる、パリ協定第6条に沿ったクレジットである「国際的に移転される緩和成果（Internationally Transferred Mitigation Outcomes: ITMOs）」を、日本国JCM登録簿の政府保有口座に発行した。

プロジェクト名	Introduction of Smart Mini Grid System at Addu City (MV002) (アッドゥ環礁におけるスマート・マイクロ・グリッド・システム)
プロジェクト概要	ADB等による資金支援のもと、モルディブ政府は既存の電力網を再エネとディーゼルのハイブリッドシステムに置き換える「離島の持続的なエネルギー開発準備プロジェクト」により、 温室効果ガスの排出削減、電気料金の低減、政府の化石燃料の輸入コストの削減 を図る。本事業のもと、アッドゥ市において1.6MWの太陽光発電を導入するADBローンに、環境省がADBに拠出している JCM日本基金（JFJCM）を上乘せし、JFJCMの第1号案件 として、先進的なリチウムイオン蓄電池(0.5MWh)とEMSを導入。国際競争入札を経て、西澤株式会社が工事契約を受注。サブコントラクターである 東芝エネルギーシステムズ株式会社の技術（リチウムイオン蓄電池およびEMS） を採用。
プロジェクト参加者	Ministry of Tourism and Environment, Maldives Fenaka Corporation Limited
クレジット発行対象期間	2021年12月2日～2022年10月31日
発行が決定されたクレジット量	750 tCO ₂ eq。うち 日本政府が獲得した量（ITMOs量）：433 tCO₂eq

報道発表：[二国間クレジット制度（JCM）において2件目のパリ協定に沿ったクレジット（ITMOs）の発行および日・モルディブ間の第5回合同委員会の開催結果について](#) | 報道発表資料 | 環境省



高速度の充放電が可能な**先進的リチウムイオン蓄電池**（写真左）および**高性能EMS**（写真右）を導入して下記を実現：
 太陽光発電システムを安定的に運用、ディーゼル発電機の稼働効率を最適化、電力需要のピーク時におけるディーゼル発電由来の電力および輸入ディーゼルの消費量を約30%低減、より多くの再エネを系統連携可能に。大気環境改善、エネルギー安全保障にも貢献、地元雇用を創出。

We will revise rules and guidelines to operationalize the JCM consistent with Article 6 that enable us to authorize JCM credits as ITMOs (Internationally Transferred Mitigation Outcomes).

1. Crediting period

(e.g. fixed 10 years, or renewable 5 years, max 15 years)

2. Guidelines for SDIP and SDIR *A6 related

= Sustainable Development Implementation Plan and Report

3. Project Idea Note (PIN)

4. Decision on credit allocation at the project registration

5. Authorization *A6 related

6. Reference emissions taking into account the latest NDC of a partner country *A6 related

7. The latest ISO (14064-2, 14064-3 and 14065)

Adoption of Article 6 ready R&G (As of Mar 2026)

Country	Adoption
Mongolia	
Bangladesh	Sep 2025
Ethiopia	
Kenya	
Maldives	Dec 2025
Viet Nam	
Laos	
Indonesia	Dec 2024
Costa Rica	
Palau	

Country	Adoption
Cambodia	Mar 2026
Mexico	
Saudi Arabia	
Chile	
Myanmar	
Thailand	Sep 2024
Philippines	Nov 2025
Senegal	May 2024
Tunisia	Jun 2023
Azerbaijan	

Country	Adoption
Moldova	Sep 2024
Georgia	Jan 2024
Sri Lanka	Oct 2023
Uzbekistan	Feb 2025
PNG	Mar 2025
UAE	
Kyrgyz	May 2025
Kazakhstan	Jan 2025
Ukraine	
Tanzania	Sep 2025
India	

JCM Status of Authorization letter and Initial Report JCM THE JOINT CREDITING MECHANISM

Country	JCM Authorization	Initial Report
Mongolia	△	○
Bangladesh	△	△
Ethiopia	△	△
Kenya	△	△
Maldives	○	○
Viet Nam	△	△
Laos	△	△
Indonesia	△	△
Costa Rica	△	△
Palau	○	○
Cambodia	△	△
Mexico	△	△
Saudi Arabia	—	—
Chile	△	△
Myanmar	—	—
Thailand	○	○ (Updated IR)

Country	JCM Authorization	Initial Report
Philippines	△	△
Senegal	△	△
Tunisia	○	○
Azerbaijan	—	—
Moldova	△	△
Georgia	△	△
Sri Lanka	△	○
Uzbekistan	△	△
PNG	△	△
UAE	△	—
Kyrgyz Republic	△	△
Kazakhstan	△	△
Ukraine	△	△
Tanzania	△	△
India	△	△

○ Complete △ In Progress

日本のJCM Authorization / Initial Report をUNFCCC事務局に提出（インド以外の30か国）。
昨年12月よりレビューを実施中。

- 開催日時：2026年2月2日（月）10:00～18:00
- 主催者：環境省・IGES
- 参加者：JCMパートナー国より実務担当者（24カ国）
- JCM関係省庁、国内外関係機関（IGES、JCM実施機構（JCMA）、アジア開発銀行（ADB）、国際連合工業開発機関（UNIDO）、欧州復興開発銀行（EBRD）、OECC等）
- 開催結果：参加者間でJCMの進捗やパリ協定6条の実施に向けた体制整備について議論することを目的に開催。本会合では、1）プロジェクト形成の最新動向、2）方法論アプローチ、3）6条技術専門家レビュー、4）ITMOs承認の優良事例を中心に、各国の事例紹介や経験を共有。
- 2/3～6にかけて、24カ国とJCM関係省庁・関係機関との間で個別面談や、24ヶ国と企業との面談、6条に沿ったJCMクレジット発行に関する能力構築を実施。JCMプロジェクトのフォローアップ・ルール類改定・方法論等について、進捗確認や今後の進め方の協議を実施。



【JCMパートナー国との案件相談会】

- **開催日時** : 2026年2月5日 (木) 13:30~17:00
- **主催者** : 環境省・OECC
- **開催目的** : ①イベントを通じ、JCMパートナー国と日本企業間のネットワーキングを促進、②JCMパートナー国またはADBと日本企業による個別面談会の実施により、日本企業によるJCM事業／事業候補について協議の上、両者の関係強化ならびに事業促進を目的に開催。
- **開催方式** : 対面
- **参加者** : 約150名…JCMパートナー国関係者、環境省、JCM関係機関 (JCMA、ADB、UNIDO、OECC) 、及び日本企業28社
- **開催結果** : 環境省及びJCM関係機関同席の下、JCMパートナー国関係者と日本企業による、計60組の面談が実施され、各パートナー国における事業実施計画や進捗について共有され、今後の見通しや対応について協議が行われた。事業形成・実施に向け、引き続きの両者の協議が継続されることが期待される。



4. COP30におけるJCM関係の動向

JCMを通じた6条の実施経験をCOPマナーイベントやサイドイベント等を通じて国際的に発信するとともに、実務者間の面談を通じてJCMパートナー国やクレジット獲得国との連携を強化した。

1. 6条2項野心対話（11月10、12日）

- 6条2項野心対話は、正式な交渉の場としてではなく、協力的アプローチの役割等について、建設的に議論を行うことを目的としたもの。COP29で1年に2回開催することが決定。
- 本対話で辻室長（環境省JCM推進室）よりJCMの最新状況（初のITMOs発行）及び環境十全性について説明。小塚センター長（パリ協定6条実施パートナーシップセンター（A6IP））より6条の実施状況や課題を説明。



6条2項野心対話の様子
(出所：UNFCCC HP)

2. サイドイベントでの発信

- JCMパートナー国会合（ジャパンパビリオン）：石原大臣から、6条2項の二国間協力を推進する共同声明を発表。日本・インド・モンゴル・チリの閣僚含め、計16カ国が出席。
- パリ協定6条実施パートナーシップ総会（ジャパンパビリオン）：6条の実施について各国及び機関より報告。



6条実施パートナーシップ
総会の様子

3. JCMパートナー国との個別面談

- JCMパートナー国との個別面談：JCMAやA6IPと連携し、JCMパートナー国及びクレジット獲得国23か国と実務者間の個別面談を実施、JCMプロジェクトのフォローアップやルール類改定、6条報告について、進捗確認や今後の進め方の協議等を行った。



チリとの集合写真

6条2項の二国間協力を推進する共同声明

- 2025年11月19日にCOP30ジャパン・パビリオンにて、「第11回JCMパートナー国会合」を開催。
石原環境大臣の他、インド、モンゴル、チリから閣僚が参加するなど、16ヶ国から出席。
- JCMが着実に世界全体の温室効果ガスの削減・吸収に貢献していることが共有されるとともに、各国における取組及び今後の期待が述べられた。
- また、**パリ協定6条2項の二国間協力を推進する共同声明（Joint Statement : Early Mover Group of Article 6.2 Bilateral Cooperative Approaches）**を発表。



【パリ協定6条2項の二国間協力を推進する共同声明 概要】

今後、6条2項の実施を更に強化するためのアクションをまとめたもの。主な点は以下の通り。

- ① 脱炭素への長期投資確保のための**体制の整備**：予見可能で透明性を確保した手続が必要。
- ② 6条実施への参加機会の確保：排出削減・吸収活動を拡大していくためには、**実務的で柔軟な制度**が必要。
- ③ **能力構築**の支援：パリ協定6条実施パートナーシップと連携して、能力構築を支援。

5. 環境省によるJCMプロジェクト推進・支援政策

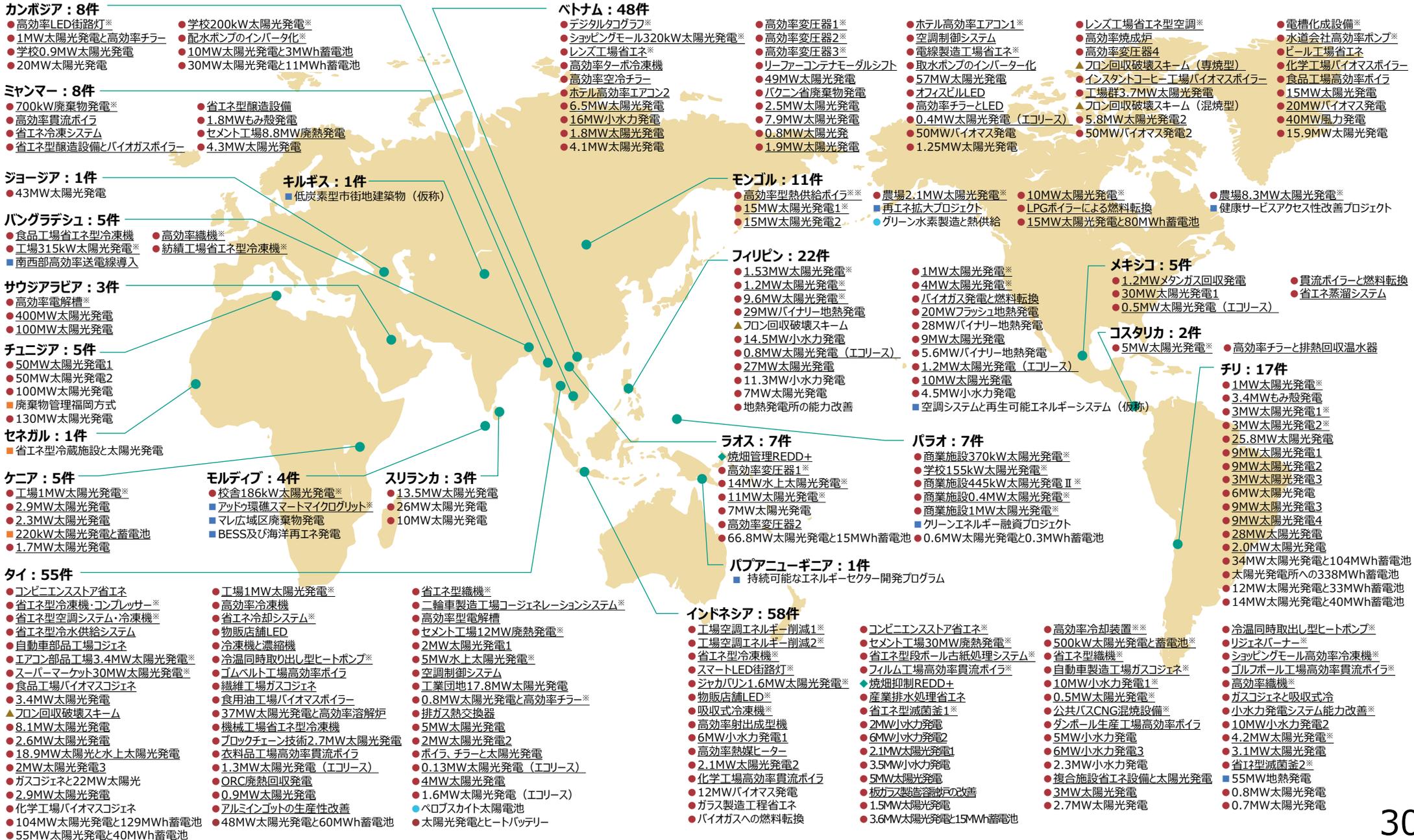
環境省JCM資金支援事業 案件一覧 (2013~2025年度)

2026年2月20日時点



パートナー国合計：
277件採択 (20/31か国)

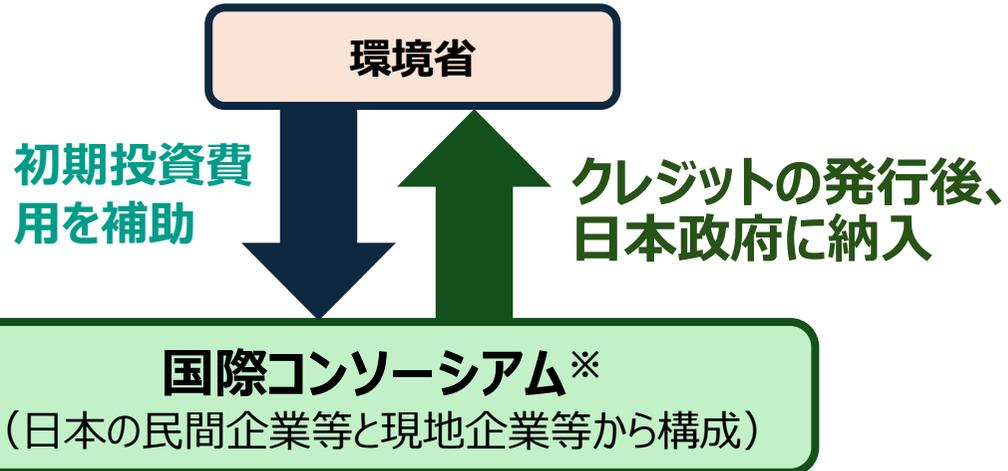
● **設備補助**：255件 (エコリース7件含む) ▲ **F-gas**：4件 ■ **ADB**11件 ■ **UNIDO**：3件 ● **新技術**：2件 ◆ **REDD+**：2件
 運転開始 (下線の案件)：219件 JCMプロジェクト登録 (※の案件)：85件



1. 二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業



※事業実施国の類似技術の導入実績により50～20%を上限



JICAや政府系金融機関が支援するプロジェクトと連携した事業を含む



※この組織の代表者となる日本法人を補助金の交付対象者とし、代表事業者と呼ぶ。これ以外の事業者を共同事業者と呼び、共同事業者には、民間事業者、国営会社、地方自治体および特別目的会社（SPC）等が該当。

補助対象

エネルギー起源CO2排出削減のための設備・機器の導入（工事費、設備費、事務費等含む）

事業実施期間

最大3年間（補助交付決定を受けた後に設備の設置工事に着手し、5年以内に完工すること。）
※令和7年度現在

補助対象要件、審査項目、責務等

- 費用対効果及び投資回収年数を審査項目として確認。
- 一部の技術・国を除き原則として費用対効果4千円/tCO₂
- 投資回収年数については、3年以上を目安。
- 代表事業者は、導入する設備の購入・設置・試運転までを行い、GHG排出削減量のMRV（測定・報告・検証）を実施。

2. アジア開発銀行（ADB）への拠出金 ：JCM日本基金（JFJCM）

予算

累計 168億円（2014～2025年） ※令和7年度当初予算2億円

概要

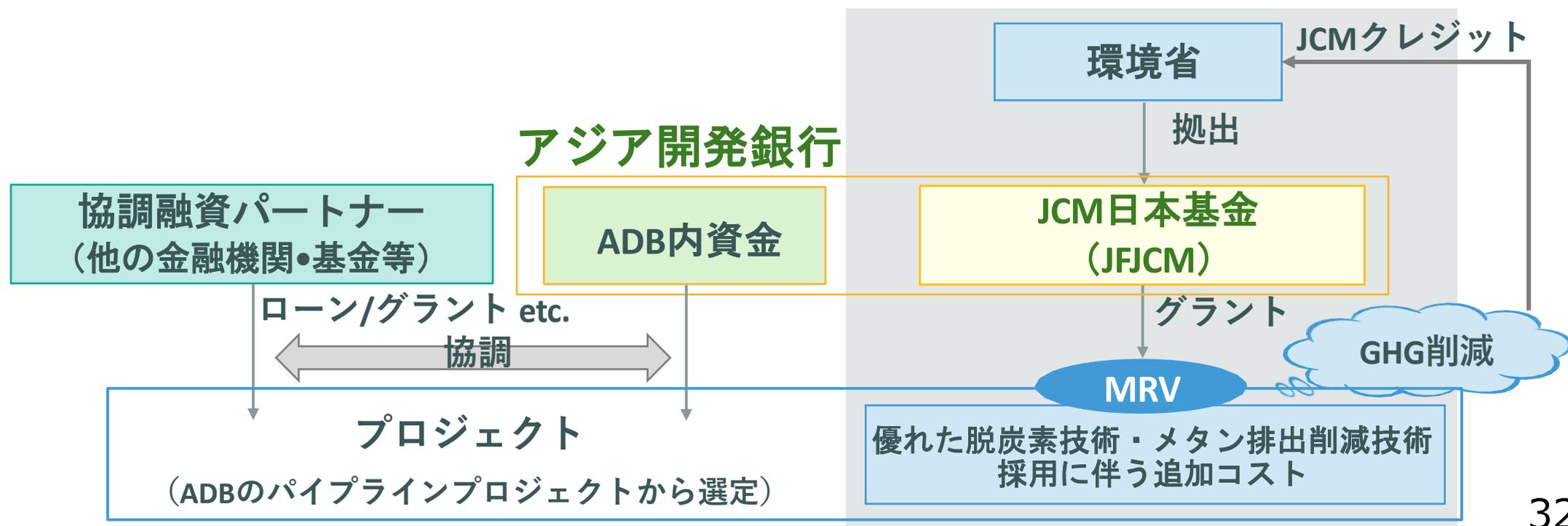
アジア開発銀行（ADB）のプロジェクトで、導入コスト高から採用が進んでいない優れた脱炭素技術 / メタン等排出削減技術が採用されるように、ADB の信託基金に拠出した資金で、その追加コストを軽減する。

目的

ADB の開発支援における持続可能な脱炭素社会への移行を後押しするとともに、JCM クレジットの獲得を目指す。

特徴

ソブリン案件、ノンソブリン案件ともに実施可能



3. 欧州復興開発銀行（EBRD）への拠出金 ： JCMにかかる日本－EBRD協力基金（JEJCM）

予算

累計 3 億円（2026年2月～） ※令和 7 年度補正予算1.5億円

概要

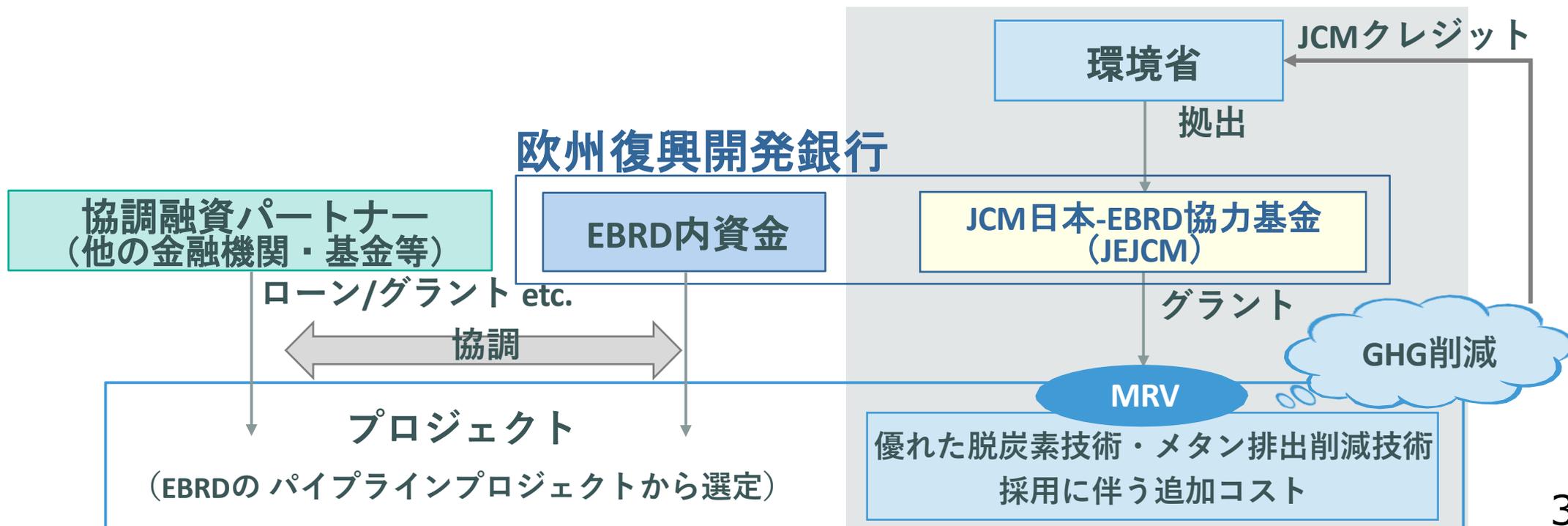
欧州復興開発銀行（EBRD）のプロジェクトで、導入コスト高から採用が進んでいない優れた脱炭素技術 / メタン等排出削減技術が採用されるように、EBRDへ拠出した資金で、その追加コストを軽減する。

目的

持続可能な脱炭素社会への移行を後押しするとともに、JCM クレジットの獲得を目指す。

特徴

ソブリン案件、ノンソブリン案件ともに実施可能

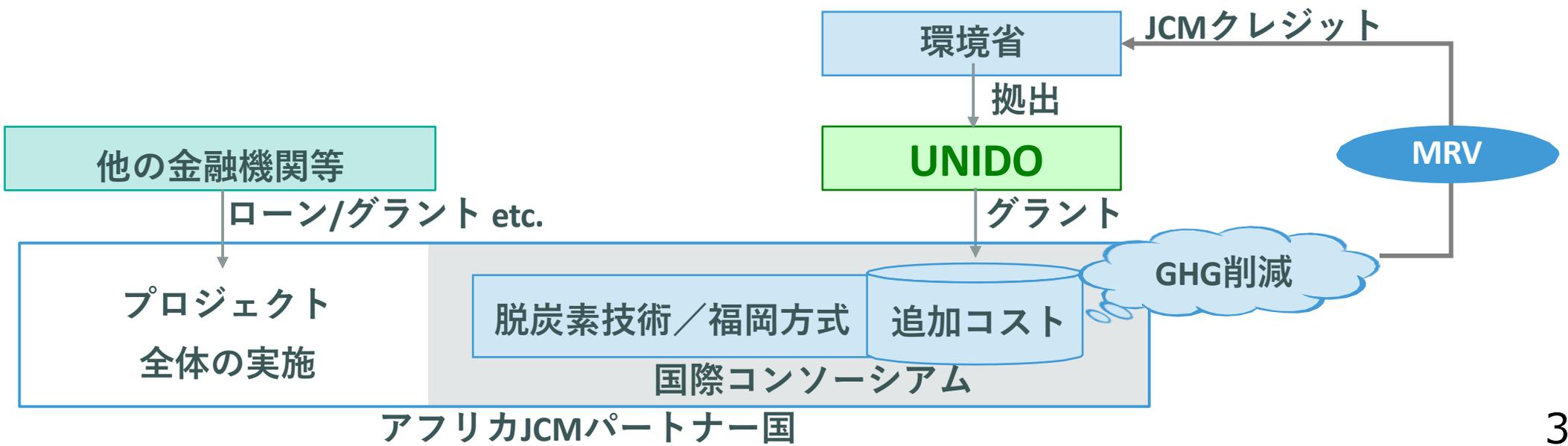


4.国連工業開発機関（UNIDO）への拠出金 ： UNIDO-JCM

- 予算** 累計9億円（2021年） ※脱炭素技術：7億円、福岡方式：2億円
- 概要** JCMプロジェクト数の少ないアフリカJCMパートナー国(エチオピア、ケニア、チュニジア、セネガル、タンザニア(2026年1月現在))を対象に、現地ネットワーク等を持つUNIDOを通じて案件早期形成を促進
- 目的** 日本企業を含む国際コンソーシアムに対して、アフリカにおける脱炭素技術及び廃棄物処理に福岡方式を活用するJCMプロジェクトの実施に伴う追加コストをUNIDOのグラントを通じて軽減

特徴	対象プロジェクト	脱炭素技術（再エネ設備、省エネ設備等）の導入支援*	廃棄物処分場への福岡方式（準好気性埋立構造）の導入によるメタン排出削減支援*
(2025年公募)	グラント額（一件当たり上限）	USD 1,500,000	USD 500,000
	グラントによる対象経費補助率	最大75%	最大75%
	GHG削減量モニタリング期間	最低5年	最低10年
	費用対効果（モニタリング期間を踏まえたCO2削減量当たりグラント額）	USD30 / tCO ₂ -2（原則）	USD60 / tCO ₂ -2（原則）

* 完工後のJCMプロセスにおけるMRVはUNIDOの資金支援の対象外だが、環境省MRV支援事業による支援が可能



5. シナジー型JCM創出事業

1. 背景・目的

JCMパートナー国における相乗的アプローチによるシナジー型JCMの創出により脱炭素社会を実現する。

2. 対象技術

- 脱炭素だけでなく、大気汚染、フロン対策等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す。
- 事業の実現に向けて、JCMパートナー国において技術実証を実施し、シナジー型JCMプロジェクトを実現し、また、得られたシナジー型プロジェクトの知見をJCM全体の進め方の改善に活用する。

3. 支援対象範囲

- 実証に要する人件費、設備費等
- 資金調達、許認可のための調査費等

4. 実施期間（予定）

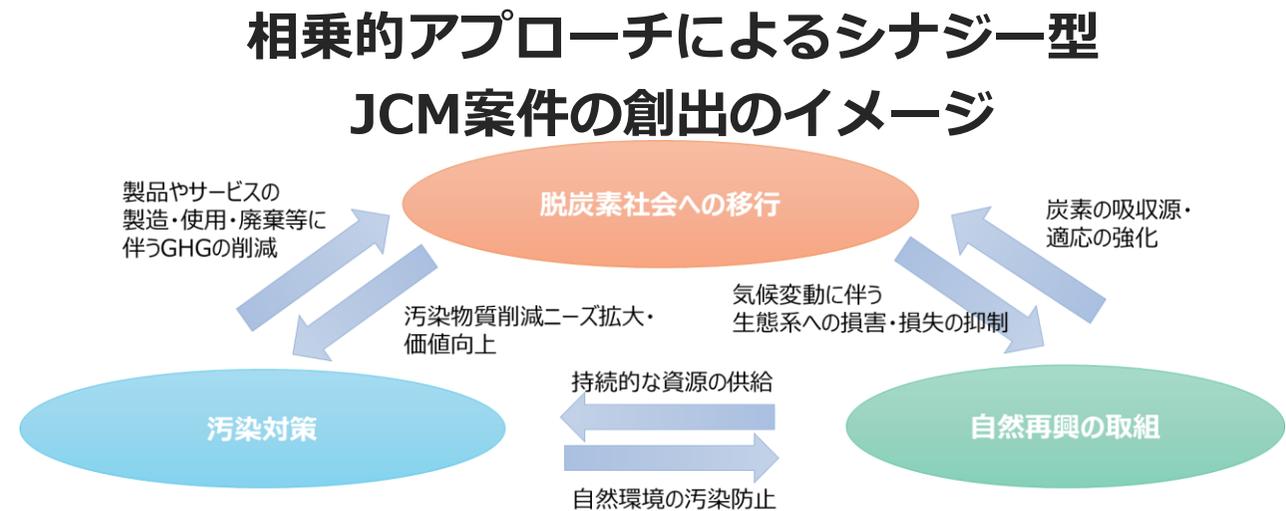
採択日～令和10年2月末まで

5. 実施期間・補助率

中小企業法での中小企業者は2/3
それ以外は1/2

6. 事業の特徴

- 大気汚染やフロン対策等の環境課題・社会課題を同時に解決するシナジー型プロジェクトの支援を行う。脱炭素社会への道筋をつけることで気候変動と環境問題等の同時解決を目指すシナジー型のアプローチの追及を目指すものである。
- また、実証された技術を用いたプロジェクトの実施を促進し、実証期間の終了後、数年以内に、JCM設備補助事業等を活用したJCM事業化につなげることを目指す。



5. 環境省による案件開発／キャパビル



情報発信・能力構築・制度運営

- ウェブサイト、セミナー等
- パリ協定6条/ETFに関する情報発信、各国のキャパシティビルディング
- JCM事務局運営（JC開催、PIN・提案方法論・PDD確認等）



プロジェクト形成 ／マッチング支援

- JCMグローバルマッチ
- 案件相談
- 都市間連携事業
- JCM実現可能性調査



プロジェクト支援

- JCM設備補助事業
- ADBへの拠出（JCM日本基金（JFJCM））
- EBRDへの拠出（JCMにかかる日本－EBRD協力基金（JEJCM））
- UNIDOへの拠出（UNIDO-JCM）
- 実証事業等

6. 参考情報

二国間クレジット制度（JCM）に関する公開情報(1/2)

No.	参考資料	内容	ウェブサイト情報		
			出展者	ホームページのリンク	QR
1-①	JCM適用基準	※環境省JCM基本情報ページより飛べる	環境省	000358260.pdf	
1-②	JCMに関するQA	※環境省JCM基本情報ページより飛べる	環境省	000327294.pdf	
1-③	炭素市場事務局ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・JCMパートナー国等の各国情報 ・JCMウェビナー アーカイブ（資料・録画） ・JCM方法論ウェビナー アーカイブ（資料・録画） ・JCMフォーラム資料等（パートナー国現地にて開催） ・JCM／炭素市場ニュースレター（バックナンバー） →週1回ペースで配信中。ぜひご登録ください。	OECC （環境省）	JCM／炭素市場ニュースレター事務局ページ JCM／炭素市場ニュースレター配信申込フォーム	 メルマガ配信 申込フォーム 
1-④	パートナー国の各国情報	各国の基本情報、国内制度、パリ協定6条に基づく手続きや体制の整備、JCM概要等	MURC OECC （環境省）	※1-③炭素市場事務局ページより、JCMパートナー国情報をご確認ください。	—
1-⑤	6条対応状況	ルール・ガイドライン（R&G）の改定、承認レター及び初期報告書の進捗状況	環境省	※1-③炭素市場事務局ページより、JCMウェビナーの最新資料をご確認ください。	—
1-⑥	JCMに関する問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・JCMに関する問合せ（JCM登録簿以外） ⇒メール jcma-contact@gec.jp ・JCM登録簿に関連する各種申請・ご連絡 ⇒メール jcma-registry@gec.jp 	JCMA	JCMAへのお問い合わせ JCMA	

二国間クレジット制度（JCM）に関する公開情報(2/2)

No.	参考資料	内容	ウェブサイト情報		
			出展者	ホームページのリンク	QR
2-①	JCMに関する公式サイト	・ルール&ガイドライン、第三者機関、各国JCM取組情報	JCM	JCM	
2-②	JCM基本情報（環境省）	・JCM概要、QA、JCM・パリ協定6条に関する資料、JCM適用基準、民間JCM組成ガイドンス	環境省	JCM（二国間クレジット制度）について 地球環境・国際環境協力 環境省	
2-③	JCM基本情報（JCM実施機構）	・JCM概要（QA、適用基準、最新動向、PIN様式） ・登録簿システムリンク情報 ・JCMに関する問合せ先	JCMA	日本政府指定JCM実施機構（JCMA）	
2-④	JCM基本情報（経済産業省）	・JCM概要 ・経産省による資金支援事業等 ・JCM実現可能性調査について ・NEDO・JCM実証等について	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・JCM（二国間クレジット制度）（METI/経済産業省） ・JCM実現可能性調査（METI/経済産業省） ・NEDO・JCM実証（METI/経済産業省） 	  
2-⑤	AWD関連情報/JCM基本情報（農林水産省）	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ（通称：MIDORI∞INFINITY, ミドリ・インフィニティ） ・みどり脱炭素海外展開コンソーシアム ・AWD-JCMについて 	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ（通称：MIDORI∞INFINITY, ミドリ・インフィニティ）：農林水産省 ・みどり脱炭素海外展開コンソーシアム：農林水産省 ・農業分野の二国間クレジット制度（JCM）の始動：農林水産省 ・（承認されたAWD-JCM方法論：JCM Philippines - Japan） 	   
2-⑥	JCM基本情報（林野庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・JCM森林分野について ・森林分野のJCMガイドライン類（案）一式 	林野庁	二国間クレジット制度（JCM）でのREDD+や植木の推進	
2-⑦	JCM基本情報（GEC）	<ul style="list-style-type: none"> ・JCM概要、公募情報（設備補助）、事例紹介、NEWS ・JCM説明パンフレット ・ビジネスマッチング支援プラットフォーム「JCM Global Match」 ・JCM設備補助に関するQA ・他の資金支援機関の情報（ADB、UNIDO等） 	GEC	二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))	